

社会福祉法人 京都眞生福祉会
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 京都指月あさがおの郷 2号館

重要事項説明書

* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要支援」・「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 京都眞生福祉会
- (2) 法人所在地 京都府亀岡市余部町谷川尻 11 番地 5
- (3) 電話番号 0771-29-3150
- (4) 代表者氏名 武田 敏也

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業の目的 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護 京都指月あさがおの郷 2号館
- (4) 事業所の所在地 京都府京都市伏見区桃山町泰長老 176-5
- (5) 電話番号 075-611-8710
- (6) 管理者 堀松 将成
- (7) 事業所の運営方針
福祉・医療・介護を包括的に地域に提供できる体制で臨む。また、あたたかく家庭的な雰囲気大切に、要介護の状態となっても住み慣れた地域で「その人らしい」生活が継続できるよう支援する。
- (8) 開設年月日 平成30年3月31日
- (9) 介護保険指定番号 2690900432
- (10) 通常の実業の実施地域 北：久世橋通以南／南：24号線榎島交差点以北
東：36号線以西／西：1号線以東
- (11) 営業日及びサービス提供時間

営業日	年中無休（24時間）
営業時間	9時00分～17時00分
通いサービス提供時間	9時30分～16時00分（送迎時間を除く）
訪問サービス提供時間	終日
宿泊サービス提供時間	16時30分～翌9時00分

- (12) 登録人数 定員 24 名
- 通いサービス 定員 12 名
- 宿泊サービス 定員 9 名

(13) サービスにあたっての留意事項

利用者は指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用にあたり、医師の診断や日常生活上の留意事項および利用当日の健康状態を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけるものとします。

3 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非 常 勤
管理者	1名（兼務）	—
介護支援専門員	1名（兼務）	—
看護職員	—	1名
介護職員	4名以上	1名以上
補助職員	—	—

4 事業所が提供するサービスと利用料

当事業所が提供するサービスは以下の通りです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料が介護保険から給付されるサービス (2) 利用料を利用者に負担していただくサービス |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

要介護度	月単位
要支援1	3, 438単位
要支援2	6, 948単位
要介護1	10, 423単位
要介護2	15, 318単位
要介護3	22, 283単位
要介護4	24, 593単位
要介護5	27, 117単位

※ 月途中で登録及び解除した場合、上記の日割りにて算定します。

※ 京都市の地域区分は5級地となるため、1単位10.55円となります。

介護保険サービス費は、要介護度に応じた基準額にその他の加算を加えた単位に10.55円を乗じた、その約1割・2割又は3割が自己負担分となります。

介護保険の給付サービスのその他の加算

	加算単位	加算要件
初期加算	30 単位/日 (30 日を限度)	登録日より 30 日以内、 又は 30 日を越える入院後に算定
認知症加算 I・II	I : 800 単位/月 II : 500 単位/月	認知症日常生活自立度により個別に算定
看護職員配置加算 III	480 単位/月	看護職員を常勤換算で 1 以上配置にて算定 ※体制が整った時に算定
総合マネジメント 体制強化加算	1000 単位/月	個別計画について多職種連携にて見直し、 及び関係機関との情報提供により算定
サービス提供体制加算	750 単位/月	介護職員等の配置状況に応じて算定
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数 × 10.2%/月	介護職員処遇改善計画の要件に基づき算定
介護職員特定処遇改善 加算 I	所定単位数 × 1.5%/月	介護職員特定処遇改善計画の要件に 基づき算定
介護職員等ベースアップ 等支援加算	所定単位数 × 1.7%/月	介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計 画の要件に基づき算定

※月途中に登録及び解除した場合、上記の日割りにて算定します。

※京都市の地域区分は 5 級地となるため、1 単位 10.55 円となります。

介護保険サービス費は、要介護度に応じた基準額にその他の加算を加えた単位に
10.55 円を乗じた、その約 1 割又は 2 割又は 3 割が自己負担分となります。

「その他の費用」

食事代	朝食 330 円・昼食 600 円・おやつ 110 円・夕食 550 円
宿泊費	1 泊 3,000 円
おむつ代	実費
個別創作品材料費	実費
外出行事時の施設入場料等	実費

- 利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は利用者が、保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

(2) 利用料のお支払方法（契約書 8 条参照）

料金・費用は 1 ヶ月毎に計算し、請求いたします。ご指定の口座より引き落しさせていただきます。

（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(3) 小規模多機能型居宅介護支援の内容

- 「小規模多機能型居宅介護支援」・・・ 小規模多機能型居宅介護支援計画を作成し、計画作成担当者・本人・家族・各事業所などが協力して本人の在宅介護を支えます。
- 「通いサービス」・・・・・・・・・・・・ 送迎サービスのご利用などで事業所に来て頂き、快適且つ安全に入浴して頂いたり、家庭的なお食事を召し上がって頂いたり、様々なアクティビティで楽しんで頂くサービスです。
- 「泊まりサービス」・・・・・・・・・・・・ 個室にてご利用頂く宿泊サービスです。9室ご用意しております。
- 「訪問サービス」・・・・・・・・・・・・ 安否確認や小規模多機能型居宅介護支援計画に基づいた生活援助などを行います。

5 運営推進会議について

- (1) 事業所関係者は構成員としてではなく、運営推進会議に報告をし、評価を受ける立場として参加する。また、入居者（身元引受人を含む）代表の他、地域包括支援センター等、福祉介護に精通した第三者等で運営推進会議を組織し、定期的な会議を行うこととします。
(おおむね2ヶ月に一回、年6回以上)。
- (2) 会議の内容は入居者の状況、サービスの状況やそれに伴う費用の収支等の報告や入居者からの意見要望の吸収の場、地域福祉の推進の場として活用します。

6 苦情の受付について

サービス内容に関する苦情・ご相談があれば、ご遠慮なく受付窓口でご相談下さい。また、窓口「意見箱」を設置し、文書での苦情・ご相談も受け付けております。皆様方からの苦情については当事業所が定めたマニュアルに従い速やかに対応させていただきます。

(ア) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 管理者 堀松 将成
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
- TEL 075-611-8710

(イ) 行政機関その他苦情受付窓口

その他に保険者である区の相談・苦情窓口、京都府国民健康保険団体連合会または京都府社会福祉協議会内京都府社会福祉サービス運営適正化委員会の苦情処理窓口にも苦情を伝える事ができます。

相談窓口(京都市各区役所以外)	連絡先
国民健康保険団体連合会 介護相談係	TEL 075-354-9090
京都府社会福祉協議会内 京都府社会福祉サービス運営適正化委員会	TEL 075-252-2125

相談窓口(京都市各区役所)	連絡先
北区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-432-1366
上京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-441-5106
右京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-861-1430
左京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-702-1071
中京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-812-2566
東山区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-561-9187
山科区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-592-3290
下京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-371-7228
南区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-681-3296
西京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-381-7638
西京区役所洛西支所 健康長寿推進課	TEL 075-332-9274
伏見区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	TEL 075-611-2278
伏見区役所深草支所 健康長寿推進課	TEL 075-642-3603
伏見区役所醍醐支所 健康長寿推進課	TEL 075-571-6471

(ウ) 第三者委員 (事業所に直接言いにくい苦情の窓口)

○第三者委員 藤井 真由美 (電話: 090-8141-7220)

7 協力医療機関

医療機関の名称	京都武田病院
理事長	武田 敏也
所在地	京都市下京区西七条南衣田町11
電話番号	075-312-7001
診療科	内科、整形外科、呼吸器科、循環器科、その他
入院設備	ベッド数240床
救急指定の有無	有
契約の概要	利用者の急変対応など

8 非常災害時の対策

非常時の対応	<p>地域密着型サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び、協力機関連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を取ります。</p> <p>対応については、別途定める「小規模多機能 京都指月あさがおの郷 消防計画及び災害時マニュアル」にのっとり行います。</p>
近隣との協力関係	近隣防災協定を締結し、常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練等	別途定める「小規模多機能 京都指月あさがおの郷 消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者参加のもと実施し

	ます。
防災設備 (小規模多機能施設含む)	スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災通報装置、緊急放送設備 カーテン等は消防法適用の難燃性のものを使用しております (※)建築基準法上の避難階段ではありません

9 事故対応について

事故防止の適正化のための指針を定め、事故の発生又はその発生の防止のための委員会及び担当者を設置します。事故が発生した時には提携する京都武田病院の協力、救急搬送など必要な措置を速やかにとると共に身元引受人若しくは身元引受人の指定する代理人に連絡をします。

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所が利用者に対して行う地域密着型サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。 ・事故については事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析再発防止のための取り組みを行います。
利用者の病状急変等 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。 ・病状等の状況によっては事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

10 利用者の人権擁護に関する取り組みについて

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、その職員に対し、必要な措置を講じます。

身体拘束	身体拘束等の適正化のための指針を定め、職員に周知徹底を図り、適正な運営に努めます。委員会及び担当者を設置し、職員に対する研修を定期的に行います。
虐待防止	<p>虐待防止等の適正化のための指針を定め、職員に周知徹底を図り、適正な運営に努めます。委員会及び担当者を設置し、職員に対する研修を定期的に行います。</p> <p>サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。</p>

11 職員に対するハラスメントについて

ハラスメント対策の強化として、職員の就業環境が害されることを防止する為に利用者又はその家族等から以下の内容の行為を禁止します。

①身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

- ・コップを投げつける、蹴られる、たたかれる、首を絞める、唾を吐く、服を引きちぎられる等。

②精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

- ・怒鳴る、気に入っている職員以外に批判的な言動をする、刃物を胸元からちらつかせる、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する、家族等が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする、利用料金の滞納について「事業所にも責任がある」と支払を拒否する等。

③セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

- ・抱きしめる、入浴介助中等にあからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す、活動中の職員の制服に手を入れる等。

1.2 個人情報の取り扱いについて

利用者及びその家族等の個人情報の取り扱いには十分に注意し、流出することがないように保管・管理には充分注意します。但し、以下の内容については利用者および家族等の同意を得た上で情報の提供を行う場合があります。

- ① 利用者が急病や病状の悪化、事故等により入院治療が必要になった場合の入院先医療機関への利用者及びその家族等に関する個人情報の提供
- ② 事業所の変更や他のサービス利用等にかかる他事業所、医療機関等への利用者及びその家族等に関する個人情報の提供
- ③ サービス担当者会議や外部評価等、利用者の生活の質を担保し、向上を図る上で必要な利用者及びその家族等に関する個人情報の提供

1.3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず事前に許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	協力医療機関以外への受診、本人または家族の意向による受診は要相談となります。但し、協力医療機関医師が必要と認めた医療については円滑な受診が出来るよう努めます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は近隣敷地を含め一切お断りしております。飲酒はできません（行事にて認める場合あり）
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。他の入居者との共同生活に支障を来たず行為を反復された場合、ご退去頂くことがあります。
所持品の管理	他の入居者と混合しないよう出来るだけ記名をお奨めします。また、高価な所持品の持ち込みは御遠慮下さい。
貴重品等の管理	利用者及び家族等から依頼があれば、ご相談の上当事業所で管理をします。その際には「貴重書類管理委託契約書」を取り交わし、「貴重品お預かり・ご返却確認書」を活用し適切に管理をおこないます。入居者お手元の現金については一切

	責任を持ちません。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

1.4 第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

(附 則)

2018年 3月31日 施行
2019年10月 1日 改定
2021年 4月 1日 改定
2021年12月 1日 改定
2022年10月 1日 改定
2023年 1月 1日 改定
2023年 4月 1日 改定

小規模多機能型居宅介護 京都指月あさがおの郷 2号館の利用にあたり、利用者に対して説明書に基づいて重要事項を説明し、交付いたしました。

事業所側説明者 _____ 印

私は貴事業所から重要事項の説明を受け、受領しました。
重要事項説明書に記載された利用者負担金及び実費等のその他利用料についての説明を受け、同意いたします。

年 月 日

利用者 氏名 _____ 印

署名代行者 氏名 _____ 印 (続柄) _____

身元引受人 氏名 _____ 印 (続柄) _____